

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法
  - ①有形固定資産・・・取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
    - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価  
ただし、道路、水路の底地は備忘価額1円としています。
    - イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの・・・取得原価  
取得原価が不明なもの・・・再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、水路の敷地は備忘価額1円としています。
  - ②無形固定資産・・・取得原価
- (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的有価証券  
該当なし
  - ② 満期保有目的以外の有価証券  
該当なし
  - ③ 出資金
    - ア 市場価格のあるもの  
該当なし
    - イ 市場価格のないもの  
出資金額
- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法  
定額法により算定しています。
- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
  - ① 徴収不能引当金  
長期延滞債権及び未収金の徴収不能に備えるため、過去5か年度の不納欠損実績率により徴収不能見込額を計上しています。
  - ② 退職手当引当金  
職員に対する退職手当の支給に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。
  - ③ 賞与等引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、当会計年度末において発生していると認められる金額を計上しています。
- (5) リース取引の処理方法  
所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理を行っています。
- (6) 全体資金収支計算書における資金の範囲  
地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。
- (7) 採用した消費税等の会計処理  
税込方式によっています。ただし、泉大津市水道事業会計及び泉大津市病院事業会計及び泉大津市下水道事業会計は、税抜方式によっています。
- (8) その他全体財務書類作成のための基本となる重要な事項
  - ① 会計間の相殺消去  
会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

## 2. 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更  
該当なし
- (2) 表示方法の変更  
該当なし
- (3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更  
該当なし

## 3. 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃  
該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更  
該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正  
該当なし
- (4) 重大な災害等の発生  
該当なし

- (5) その他重要な後発事象  
該当なし

4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況  
該当なし
- (2) 係争中の訴訟等  
大阪地裁 令和2年(行ウ)第44号  
大阪地裁 令和3年(行ウ)第37号
- (3) その他主要な偶発債務  
該当なし

5. 追加情報

- (1) 連結対象団体(会計)の一覧

一般会計等 一般会計 : 全部連結  
一般会計等 土地取得事業特別会計 : 全部連結  
公営企業会計 国民健康保険事業特別会計 : 全部連結  
公営企業会計 介護保険事業特別会計 : 全部連結  
公営企業会計 後期高齢者医療特別会計 : 全部連結  
公営企業会計 泉大津市水道事業会計 : 全部連結  
公営企業会計 泉大津市病院事業会計 : 全部連結  
公営企業会計 泉大津市下水道事業会計 : 全部連結

- (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。泉大津市水道事業会計及び泉大津市病院事業会計、泉大津市下水道事業会計を除き、当会計年度に係る出納整理期間(令和4年4月1日~5月31日)における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。